

職員の酒気帯び運転による物損事故発生に係るお詫び

このたび、誠に遺憾ながら、当組合の職員が、令和 8 年 1 月 31 日午前 2 時 30 分頃に酒気帯び運転を行い、物損事故を起こすという事案が発生しました。

このような不祥事を起こし、組合員ならびに関係者の皆様方の信頼を裏切ることとなりましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

当組合では、これまでに発生しました不祥事を受け、外部有識者による第三者委員会を設置し、原因究明および再発防止策の検討を進めるなど、信頼回復に向けた取組を進めているところであります。しかしながら、このような状況下において、新たな事案が発生させてしまったことは誠に遺憾であり、役職員一同深く反省しております。

日頃より、安全運転には注意喚起を行うとともに、交通法規の遵守についても、徹底してまいりましたが、このような不祥事が発生したことを真摯に受け止め、関係規程に基づき、厳正に処分を行う所存であります。

今後は、二度とこのようなことが発生しないよう、法令遵守と服務規律の徹底に努め、再発防止と信頼回復に向け、役職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 2 月 18 日

茨城県西農業共済組合

組合長理事 大山 佳功